

福祉用具購入費支給の流れ

償還払い（従来の方法）	受領委任払
<p>1. 申請者等が福祉用具を販売事業者から購入する。</p> <p>2. 申請者等が申請書類一式を大石田町へ提出する。</p> <p><u>申請書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書 ・福祉用具の購入に係る領収証の写し ・福祉用具のパンフレットの写し等 <p>3. 大石田町は支給決定後、申請者等に通知書を送付し、申請者等の口座に支給額を振り込む。</p>	<p>1. 申請者等は販売事業者が受領委任払事業者として大石田町に登録しているか確認する。</p> <p>2. 申請者等が大石田町に登録済の販売事業者から福祉用具を購入する。</p> <p>3. 販売事業者は大石田町へ福祉用具の費用について確認する。</p> <p><u>確認事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付分金額 ・被保険者の自己負担分の金額 <p>4. 販売事業者は被保険者の福祉用具購入費の自己負担金分を申請者等に請求する。</p> <p><u>申請者等への請求書記載事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具購入費の金額 ・被保険者の自己負担分の金額 <p>5. 申請者等は販売事業者から請求のあった自己負担分の代金を支払い、領収証の交付を受け、加えて介護保険受領委任払請求書(様式第8号)の交付を受ける。</p> <p><u>様式第8号記載事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具購入費10割分の金額(上限額を超えない分)から被保険者の自己負担割合に基づく金額を除いた額 ・その他記載事項 <p>※様式第8号は自己負担分の金額を領収する際に交付することが望ましい。</p> <p>※様式第8号の日付は福祉用具購入費自己負担分の金額の領収日以降が望ましい。</p> <p>6. 被保険者が申請書類一式を大石田町へ提出する。</p> <p><u>申請書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)(様式第7号) ・介護保険福祉用具購入費受領委任払に関する同意書(様式第6号) ・登録事業者から交付を受けた介護保険受領委任払請求書(様式第8号) ・5の自己負担分金額領収証の写し ・福祉用具のパンフレットの写し <p>7. 大石田町は支給決定後、販売事業者及び申請者等に通知書を送付し、販売事業者の登録口座に支給額を振り込む。</p>